

## 第 396 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 16 日 13 時 15 分～15 時 17 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 1 階 第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 7 年 6 月 3 日
4. 告示年月日 令和 7 年 6 月 3 日
5. 出席者  
(委 員) 二宮 昌彦、船津 博也、豊田 功己、植木 忠勝、部原 政夫、  
宮崎 義則、阿比留 和秀、神田 満男、曾場尾 雅宏、松尾 裕隆  
(事務局) 坂口事務局長、市山事務局次長、阪口係長  
( 県 ) 対馬振興局水産課 野垣技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議 題  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)  
第 3 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 5 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について (協議)
9. その他
10. 議 事

(13 時 15 分 開始)

事務局係長 ただ今より、第 396 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局係長 本日は定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。  
本日は、第 1 から第 2 号議案、加えて、その他を説明するため対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介いたします。  
対馬振興局水産課 野垣技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。「曾場尾委員」と「部原委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、  
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)  
第 2 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)  
第 3 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1 - 1 第 5 及び同別紙 1 - 2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について (協議)  
その他

となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局係長 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。  
（諮問文朗読）  
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。  
（局水産課より概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松尾委員 ぶりをステップアップ対象資源とする理由を教えてください。水産政策審議会で決まったからと理由が話されましたが、現在どういう資源状況だから、対象資源とするという理由を教えてください。

事務局次長 令和2年度改正した漁業法においては、漁獲量ベースで8割についてTAC管理を開始することを目標としています。その中で、順次対象が拡大されていっており、今回ぶりが対象となりました。

松尾委員 なぜ今ぶりが対象となったのか、教えてください。今まで対象とならなかった理由、どこがネックになっていたのかが知りたいです。ぶりに対してどのような条件が整ったから今回対象になったかそこが知りたいです。国が決めたというなら、それでいいがどういう条件でなったかが知りたい。

事務局次長 先ほどもお話ししましたが、漁業法においては、漁獲量ベースで8割についてTAC管理を開始することを目標としており、今回資源評価、科学的評価の体制が整いましたので、7月からぶりについてTACが導入されることとなりました。

松尾委員 先ほどと同じ回答ではないですか。質問に答えられている気がしないのですが。何が整ったのですか。どういう条件が整ったのか教えてほしい。

事務局次長 ぶりの資源について教えてほしいという質問でしょうか。

松尾委員 いいえ。ぶりが対象となった理由を知りたいということです。ぶりについてどのような条件が整ったので、ステップアップ管理の対象となったのですか。

国が決めたなら決めたでも構いませんが、決め方がどういうものだったかを教えてほしいということです。

また、ステップアップが1～3あると紹介されましたが、資源状況が大きく悪い場合はステップアップ1から3に段階を飛ばして、設定されることはあるのですか。魚が豊富にある状況であれば、資源管理の必要性は乏しいと思いますが、資源状況が悪い場合には、採捕停止などを伴うステッ

プ3にすぐに設定するべきではないのでしょうか、その点も合わせて教えてください。

事務局次長

頭ごなしに TAC を進めるというわけではなく、漁業者が漁獲報告をしなければならぬので、漁業者団体等の関係者団体と説明をするなど丁寧に調整をし、体制を整えながら、合意形成がされ、ぶりの TAC が開始されます。

2 点目ですが、採捕停止を伴う厳しい制限が行われる TAC ですが、段階的にその体制を構築するものです。根幹となる法定義務である漁獲報告を行うステップ 1、数量明示を受け管理するステップ 2 と移行し、数量明示県は TAC を行うステップ 3 と体制にするものです。

松尾委員

納得はしていないけど、この回答で結構です。また、ごまさばの名称が変わっただけとのことでしたが、「東シナ海系群」を除く理由を教えてください。「東シナ海系群」が除かれたという理解でよいのでしょうか。

事務局長

いいえ。まさばが今まで対馬暖流系群、ごまさばが東シナ海系群として管理されてきました。今回、それを取りまとめただけであり、東シナ海系群を除いたというわけではありません。

松尾委員

わかりました。

曾場尾委員

電子的手法を活用した漁獲情報の収集や漁業者の納得が得られたことから、ぶりが対象となったとの認識でよいですか。

事務局長

日本全国でたくさん獲れている魚種の内、上位の魚種から、例えば、あじ、さば、するめいかなど順に設定していっておりました。そのような中、資源の変動や、環境の変化も起こっているのです。全国の漁獲生産高の 8 割に TAC が拡大されるように法律改正が行われました。その上位の 8 割の中に、まだいであったり、うるめいわし、今回のぶりなど様々な魚種が入っています。資源状況の調査、現場の状況が整った魚種から、追加していくという流れで進んでいきます。ゆえにまず、何の魚種が対象となるかというのは決まっています。そして現場での漁獲の状況、資源調査など準備が整ったものから、管理をしていきます。

曾場尾委員

そうすると、8 割に達するまでぶり以外の魚種が追加されていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局長

これから一つ一つ増やしていくことになります。

曾場尾委員

わかりました。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第 1 号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議ないようですので、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第2号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局係長 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。

(諮問文朗読)

なお、内容については引き続き、対馬振興局水産課の担当が説明します。  
(局水産課より概要説明)

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

松尾委員 漁獲可能量が定められていますが、当該魚種の魚齢や体長について制限が定められていますか。

局水産課 定められていません。

松尾委員 まさば、ごまさば魚種ごとに漁獲可能量が設定されていますか。

局水産課 かけられていません。

松尾委員 ということは、どちらも大量に獲っても構わないという解釈でよろしいでしょうか。

局水産課 漁獲可能量の中であれば、どれだけ獲っても構いません。内訳はありません。

松尾委員 わかりました。ぶりの101,000トンの内数ですが、この中にもじゃこは入るのか。主な漁業種類は何になるのか教えてください。

局水産課 もじゃこは入っておりません。

松尾委員 別に管理されているから、入っていないという認識でよいですか。

事務局長 もじゃこ漁業で管理されているため、入っておりません。

松尾委員 わかりました。

|       |                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局次長 | 主な漁業種類の方は大中型まき網漁業や、都道府県においては定置網漁業や釣り漁業が趨勢を占めております。                                                                                                                                                 |
| 松尾委員  | 県ごとに状況は異なるのですか。                                                                                                                                                                                    |
| 事務局次長 | 異なります。                                                                                                                                                                                             |
| 松尾委員  | 大中型まき網や都道府県を含めての 101,000 トンという理解でよいですか。                                                                                                                                                            |
| 事務局次長 | その通りです。                                                                                                                                                                                            |
| 松尾委員  | 漁獲可能量の根拠を教えてください。                                                                                                                                                                                  |
| 事務局次長 | 漁獲報告に基づいて、資源評価をして漁獲可能量は決まります。                                                                                                                                                                      |
| 松尾委員  | 過去の実績で決まったとの認識でよいですか。                                                                                                                                                                              |
| 事務局次長 | その通りです。                                                                                                                                                                                            |
| 松尾委員  | 「長崎県の漁獲量」とはどのような考え方ですか。                                                                                                                                                                            |
| 事務局次長 | 漁業者の所属している都道府県に漁獲実績が計数されます。                                                                                                                                                                        |
| 松尾委員  | 国の研究機関等ありますが、資源量の調査をしていないのですか。                                                                                                                                                                     |
| 事務局次長 | 国の水産研究・教育機構や県であれば総合水産試験場が協力しながら、資源調査を行っています。                                                                                                                                                       |
| 松尾委員  | その評価は調査した実績によるものか。それにより、資源評価が行われているということでしょうか。                                                                                                                                                     |
| 事務局次長 | はい。                                                                                                                                                                                                |
| 松尾委員  | 「中型まき網漁業の漁獲量」について、枠外に「最新の農林水産統計年報と同年の県旋網漁業協同組合から報告があった 3 ヶ年の数値を使用」同じく、「最新の農林水産統計年報と県旋網漁業協同組合から報告があった 3 ヶ年の数値を使用」とあるが、同じく、漁獲量が把握されていれば、どちらか一方でよいのではないですか。あとで、いいので教えてください。また、中型まき網と小型まき網の違いを教えてください。 |
| 事務局次長 | 漁船の総トン数 20 トン未満が県知事許可となり、その内、5 トン未満であれば小型まき網、5 トン以上 20 トン未満であれば中型まき網です。                                                                                                                            |
| 松尾委員  | 魚種について制限はありますか。                                                                                                                                                                                    |

|       |                                                                                                                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長  | 他県は異なりますが、長崎県の場合、いわし・あじ・さばを対象としています。                                                                                                                                            |
| 松尾委員  | 対象外の魚種が入った場合は、水揚げをするのか。                                                                                                                                                         |
| 事務局長  | 基本的には魚種違反になるが、どうしても避けられない混獲があり、漁業調整上難しいところとなっています。                                                                                                                              |
| 松尾委員  | わかりました。TAC 魚種の漁獲量の報告があったのですが、漁獲可能量は資料中にありますか。今なければ、後で教えてください。                                                                                                                   |
| 事務局長  | あとで、提供いたします。                                                                                                                                                                    |
| 会 長   | <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>ご意見等ないようですので、第 2 号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」については、原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p>                                                 |
| 委 員   | （異議なし）                                                                                                                                                                          |
| 会 長   | <p>ご異議ないようですので、第 2 号議案については、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>続きまして、第 3 号議案 「長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について（協議）」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>     |
| 事務局係長 | <p>知事から協議文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。</p> <p>（協議文朗読）</p>                                                                                                                  |
| 会 長   | ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                           |
| 松尾委員  | オリンピック方式とはどのようなものか教えてください。二つ目、令和 7 管理年度「くろまぐろ」TAC の追加配分の検討結果について、①では令和 3-5 年の平均値の比率、②では平成 27-30 年の最大値の比率と異なる比率が使われているが統一されていない理由は。三つ目、令和 7 管理年度クロマグロ追加配分で不等量交換とあるがその意味を教えてください。 |
| 事務局係長 | 一つ目、くろまぐろについては県内各海区で漁獲可能量が決められ、それぞれの資源管理の方法を行っていますが、漁獲可能量の有効活用のため、管理期間末になると各海区の未利用分の 7 割を県が回収し、その数量の中で一定期間の枠内先獲りを行うことです。                                                        |

|       |                                                                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局次長 | 県内で最初からオリンピック方式で資源管理を行うと、漁獲する者が多く、資源管理が難しくなります。そのため、各海区に分けて、漁獲管理を行っているところです。しかし、管理年度末には海区毎に漁獲のばらつきがどうしても出てきてしまうので、県が回収し、その数量の中で一定期間の枠内先獲りを行っています。                                |
| 事務局係長 | 二つ目、平成 27-30 年の比率の意味は、くろまぐろの資源管理が始まる前の漁獲実績と令和 3-5 年については資源管理後のくろまぐろの漁獲実績を示しています。直近の漁獲実績のみを用いられればよいのですが、管理措置想定外の不漁などもあるため、激変緩和措置という意味合いで、二つの比率を用い海区会長会の中で、漁獲可能量を決めています。           |
| 事務局係長 | 三つ目、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振り替える際に、資源管理の観点から等量でなく、係数をかけて、小型魚の数量よりも大型魚の数量が多くなるように交換する方法です。                                                                                                |
| 曾場尾委員 | 大型魚の追加配分についてのみ、ルール変更となった理由は。                                                                                                                                                     |
| 事務局係長 | どの海区の漁獲実績も当初配分数量を超えており、前管理年度の追加配分ルールを適用できなくなってしまったからです。                                                                                                                          |
| 曾場尾委員 | (3)の話は分かりました。(4)の国の追加配分はあるということでしょうか。                                                                                                                                            |
| 事務局係長 | 令和 7 管理年度クロマグロ追加配分のとおり、国の留保枠からの追加配分はあります。                                                                                                                                        |
| 曾場尾委員 | わかりました。                                                                                                                                                                          |
| 会 長   | 他にご意見等ございませんか。<br>ご意見等ないようですので、第 3 号議案 「長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」は、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。                                         |
| 委 員   | (異議なし)                                                                                                                                                                           |
| 会 長   | ご異議ないようですので、第 3 号議案については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。<br><br>以上で本日の議題は終了しました。<br><br>続きまして、「その他」といたします。<br>その他(1)「令和 6 管理年度(第 10 管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について(報告)」について、事務局の説明を求めます。 |

|       |                                                                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局係長 | (概要説明)                                                                                                                                                                                               |
| 会 長   | 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                    |
| 松尾委員  | どういった手続きで融通をするのですか。                                                                                                                                                                                  |
| 事務局係長 | 海区内融通では、海区漁協長会が決定し、長崎県漁業振興課へ届出を行います。海区間融通では、海区漁協長会同士で合意が得られたものを漁業振興課へ届出を行います。                                                                                                                        |
| 松尾委員  | 事後にも融通をすることがあるのか教えてください。                                                                                                                                                                             |
| 事務局次長 | 海の中のことであるので、突発的な大量漁獲がある場合もあり、そのような時に融通が行われることもあります。できる限りそのようなことにならないように、事前にしっかり調整を行いながら資源管理を行っております。                                                                                                 |
| 松尾委員  | わかりました。                                                                                                                                                                                              |
| 曾場尾委員 | 海区毎に消化率にばらつきがあるので、比較的消化率の低い海区からもっと融通してもらえばよいと一般的には考えますが、なぜ、そのようなことになっていないのでしょうか。                                                                                                                     |
| 事務局次長 | 消化率が 95%を超えると採捕停止がかかります。100%を超えると県としても大きなペナルティとなりますので、突発的な漁獲等も踏まえ、全体で 94.7%の部分で抑えました。対馬海区の大型魚の消化率が 76.9%となっていますが、これは 100%近い消化率であったものを、定置網漁業で水揚げの可能性があったため、他海区から譲受しましたが、水揚げがなかったため、結果的にこの消化率になったものです。 |
| 曾場尾委員 | わかりました。                                                                                                                                                                                              |
| 会 長   | 他にご意見等ございませんか。<br>続きまして、その他（２）令和 6 管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                   |
| 事務局係長 | 内容については、対馬振興局水産課より説明をいたします。<br>(対馬振興局水産課 概要説明)                                                                                                                                                       |
| 会 長   | 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                    |
| 松尾委員  | 複数の都道府県での融通が行われていますが、どのように行われていますか。                                                                                                                                                                  |
| 事務局次長 | 大中まき網漁業や関係する都道府県の担当課同士で協議を行い、水産庁も関与をしながら手続きが行われます。                                                                                                                                                   |

|       |                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松尾委員  | その会議は定期的に行われていますか。                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局次長 | 必要としている県等が申し出を行い、手続きが開始されます。                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長   | 他にご意見等ございませんか。<br>続きまして、その他（３）令和７管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                 |
| 事務局係長 | 内容については、対馬振興局水産課より説明をいたします。<br>（対馬振興局水産課 概要説明）                                                                                                                                                                                    |
| 会 長   | 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                 |
| 松尾委員  | 議題に入っていなかったもので、質問をためらったのですが、長崎県資源管理方針（変更案）の第６条第１項（３）に記載されているシステムは運用されているのですか。<br>同じく、長崎県資源管理方針（変更案）別紙に頻繁に記載が見られる漁獲努力量 18,000 隻ですが、どういう理解をすればよいのか。                                                                                 |
| 事務局次長 | まず、電子システムの体制整備ですが、これも令和２年の漁業法改正の重要な点となっています。長崎県では、長崎県漁業振興課が中心となって、各魚市場や漁協のデータを国が運用している漁獲報告システムにつないで、漁獲情報を一元的に管理しようとするものです。鋭意体制作りが進んでいっているものの、まだ完成形ではありません。<br>もう一点については、県と水産庁との協議の中で、大臣管理の大中型まき網船等を除く漁船隻数が 18,000 隻を超えないとなったものです。 |
| 松尾委員  | 18,000 隻は長崎県内のすべての漁船の合計値なのですか。漁業種類に関係なく、上限を 18,000 隻とするという理解でよいですね。                                                                                                                                                               |
| 事務局次長 | そのとおりです。                                                                                                                                                                                                                          |
| 松尾委員  | わかりました。ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                |
| 会 長   | 委員の皆様、県から何かございませんか。                                                                                                                                                                                                               |
| 曾場尾委員 | 要望です。例えば、先ほどの質問に対する回答であれば、「今進めているところです」と端的に回答してほしいです。時間短縮にもなるし、回答が長いと質問者も何を質問したかわからなくなるので。                                                                                                                                        |
| 会 長   | 委員の皆様、県から何かございませんか。<br>それでは、以上をもちまして、第 396 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。<br>ご審議ありがとうございました。                                                                                                                                               |

（15 時 17 分 終了）